熊本市犯罪のない安全安心まちづくり協議会

開催日時：令和６年８月７日（水）午後２時～
開催場所：議会棟２階　予算決算委員会室
出 席 者：出席者名簿のとおり
会 次 第：１　「熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」骨子について
　　　　　２　今後のスケジュール

《意見交換》
●：会長、〇：委員、◎事務局

【意見概要】
１「熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」骨子について

〇委員
犯罪被害者等支援に関し、令和６年７月 18 日付けで国から各自治体宛てに発出された、「地方における途切れない支援の提供体制の強化について」の通知を踏まえ、配慮頂きながら施策を展開して頂きたい。我々も連携･協力したいと考えており、よろしくお願いしたい。

◎事務局
熊本県警並びに関係機関と連携して進めていきたい。

〇委員
①P11 の犯罪被害者等支援に対する基本施策の順番について、相談支援体制の充実を最初に掲げて頂きたい。
②当事者や支援団体等へのサポートにおける“当事者”という表現に少し違和感がある。再犯防止においても当事者は出てくるため、例えば犯罪被害者等といった表現に変更してはいかがか。
③P17 第１節、犯罪の起きにくいまちづくりの（3）ウにて、ＤＶ被害窓口等の周知啓発が、高齢者・こども・女性等への犯罪抑止に含めてあるが、どちらかと言えば第３節、必要な支援を受けられるまちづくり、こちらの犯罪被害者等支援の枠に含めてはいかがか。
④第３節（２）アにおいて、庁内各種手続きのワンストップ化と表現してあるが、「地方における途切れない支援の提供体制の強化について」の通知は、機関内のワンストップサービス体制の構築が市町村に求められると思うので、当該箇所をこの様な表現に変えてはいかがか。

◎事務局
①②順番の入替え並びに表現ついては検討させていただきます。
③ＤＶ被害窓口等の周知啓発については、具体的な施策の中身を検討する段階で、どちらがより適切であるか、よく協議した上で決定したい。
④ワンストップ化に関しては、当課としても機関内の体制を整えていきたい。

◯委員
P13 にて、防犯、再犯防止の関係各団体との相互連携を強化することで、最終的には犯罪被害の減少を図るとの記載があるが、青少年指導員という団体を加えてはいかがか。教育委員会の青少年センターが担当であるが、防犯協会が小学校区単位で見回りを行うのに対し、青少年指導員は中学校区単位で見回りを行っている。自転車マナーの指導や早めの帰宅を促す等、小学生から高校生までを対象に月 1 回の頻度で行っている。熊本市全ての中学校区で行っており、輪番で繁華街においても警察と活動を共にしているので、協議会の中に青少年指導員も加わればより良いのではと考える。

◎事務局
今現在、保護司会からも子どもの視点を取り入れるために、教育委員会も含めるべきとの意見も頂いているところ。ご指摘の青少年指導員は地域教育推進課の管轄となるため、どの様に連携を図れるか、ご意見を賜りながら検討させて頂きたい。

◯委員
こちらの青少年指導員が協議会の中に入るのが理想であるが、入らないにしても情報交換ができる機会を得られればありがたい。現在は小中高から代表の先生方にも参加して頂いて、年３回の頻度で会議を開き、中学校区においては毎月巡回指導を行っているため、色々な情報交換ができる場ができれば大変有益だと考える。

◯委員
青少年センターの現状は、午前と午後に上通・下通繁華街での見回りを行っていると聞いている。監視の目があることは非常に重要であり、地域教育推進課との連携は密にしておく必要があると強く感じたところ。

◯委員
計画内では、高齢ドライバーについて全く触れられていない。地区の方からの話では、高齢ドライバーには免許更新時に実技と筆記が課されているが、６０年間ペーパードライバーであった方さえも合格している。このような現状を安全安心まちづくり推進計画で触れることは馴染まないものか。

◎事務局
　熊本市では、第 11 次熊本市交通安全計画交通安全計画の改定を予定しており、こちらの計画に関連すると思われる。また、免許返納等に関しては、熊本県警や安全協会の管轄案件と理解している。

●会長
　くまもと被害者支援センターのパンフレット（当日被害者支援センターから配布された機関誌）においても交通事故に関連した記事から始まっているため、対応を検討して頂ければありがたい。

〇委員
　先程来、７月 18 日付で発出された通知の話が挙がっているが、中身について把握させて頂きたい。

◎事務局
　警察庁より発出された、地方における途切れない支援体制の強化についての技術的助言で、都道府県や地方の役割について規定してある通知となっている。都道府県においては、被害発生初期から中長期的な視点に立って、コーディネーターを配置する、市町村においては、機関内ワンストップサービスを実現するための人員体制の充実化等に関する技術的助言、という内容である。（後にコピーを全員に配布）

●会長
　今の内容は、主として都道府県に対する通知で、市町村が協力するという理解でよろしいか。

◎事務局
　都道府県と市町村、それぞれの役割について触れてあり、そこから相互連携を図り途切れない支援に繋げるという内容である。熊本市としては、これまで当協議会で提言頂いた内容を計画に盛り込むことで、通知内容と概ね合致していくと考えている。

●会長
　冒頭にて、電話でお金詐欺の表現をどのように統一されると説明されたのか、改めて確認させて頂きたい。

◎事務局
　「電話で『お金』詐欺」（鉤括弧の使い方と位置を説明）で統一いたします。

〇委員
　再犯を繰り返す原因として、住まいの問題が非常に大きいとデータが示している。ホームレスの方が罪を犯し、またホームレスに戻ってしまうケースもあると聞き及んでいる。住まいに関する内容も盛り込んでいただければありがたい。

◎事務局
　P17 第２節（２）アの就労や住宅確保に関する支援の中で、ご指摘の内容を含めたいと考えている。含める場合も、例えば刑務所を満期釈放で出所された場合、保護観察期間中の場合、何れにも該当しない場合等、状況に応じてセーフティーネットをどの様に機能させるかについて、協議・整理を行い、素案を作成していきたい。

〇委員
　ここ最近、未就学児から小学校低学年の間で、ノンアルコール飲料の摂取が増えている。見咎めると、親が許可しているから問題ないと反論される。アルコールが入っていなくとも、ビールや日本酒の味を覚えてしまうことが恐ろしいし、全く影響がないとは言い切れないとの医者の見解もある。これらの飲料には、20 歳前後を目安としてつくっていますと書いてあり、幼児は飲まないでくださいとは一言も書いてない。だから飲んでも良いと容認されている。この様な現状に対し、青少年教育に従事されている方で、何らか正すような動きはあるのでしょうか。

〇委員
　アルコールに限らずニコチンが入っていないタバコもある。子どもたちが吸っていた場合、ニコチンの有無までは判断ができない。保護者が許可しているのであれば、咎めることもできず、対応に苦慮しているところ。

〇委員
　見舞金に関して、今回の計画には含まれないのか。P17 第３節の中に入るのか、確認させて頂きたい。

◎事務局
　P17 第３節（３）ア犯罪被害者等に対する経済的支援にて、見舞金制度に関し記載する予定。

〇委員
　P17 第３節（２）ウに住環境整備に関する支援とあるが、条例作成時にパッケージ化して住宅部分以外を考慮するとの整理だったと記憶しているが、計画内では、住環境整備と見

舞金制度は別々の項立てになるとの理解でよろしいか。

◎事務局
　現在の想定では、(2) ウの住環境整備に関する支援については、例えば市営住宅への入居優遇措置等を盛り込む予定で、転居関係は、費用の経済的支援という側面で考えている。

◯委員
　（３）ア 経済的支援の箇所に見舞金等と転居費用の助成について記載されるということで理解した。

◯委員
　先程話に出たノンアルコール飲料については、警察の講演においても取り上げられ、どのように対応すべきかとの質問もあり、できれば控えさせて欲しいとの回答であった。アルコールやニコチンが含まれていなくとも、見た目には良くないものであり、ケンカの原因にもなり得るので、注意喚起しているところ。校区の違いかも知れないが、実際にそのような場面に遭遇したことはないものの、中高生に対してはしっかりと注意できる。未就学児や小学校低学年の子どもが摂取している場面はあまり想像できないが、注意は行うべきと我々の団体は考えている。

◯委員
　ノンアルコール飲料に関連し、個人的な生徒指導の一環として伝えている内容であるが、昨今のカフェイン飲料が原因で死亡、または性格が豹変したとの報道も見聞きしており、影響が大きいと認識している。個人的にカフェイン飲料には懐疑的な意見を持っている。アルコールの話題とは違うが、こういう観点を持っているという点を皆様方に知って頂きたい。

◯委員
　P17 第１節（２）エ 防犯活動参加者へのインセンティブをくまもとポイントにて付与との表現が細かすぎると感じる。防犯活動参加者へのインセンティブ、という表現で十分ではなかろうか。

◎事務局
　検討させていただきます。

◯委員
　P17 第１節の（2）ア 防犯灯・防犯カメラの普及促進において、運用基準も重要と考えるが、この点も計画の中に含まれるのか。

◎事務局
　熊本市は、直接的なカメラ設置は行っておらず、地区防犯協会を通じて設置に対する助成を行っているところ。設置されている地区毎に、熊本県の「防犯カメラに関する運用指針」を参考とされているものと理解している。

〇委員
　道路上に描かれたブルーの矢印について、警察に尋ねたが回答が得られなかった。市民に周知しておくべき内容かと思うが、どこが何の目的で描いたものなのか、事務局で回答ができればお願いしたい。

◎事務局
　お尋ねの矢印は、自転車専用通行帯の矢羽根と思われる。委員のご意見については、担当課へ伝えることとしたい。

〇委員
　自転車通行帯にしては大きな車道に描いてあるが、問題ないのでしょうか。

●会長
　恐らく歩行者を守るためと思われます。

◎事務局
　詳細については回答できかねるため、確認後に改めて回答させていただきたい。

〇委員
　防犯カメラについて、中心市街地には警察の防犯カメラがある程度設置されていると思うが、設置場所の想定について確認させて頂きたい。

〇事務局
　設置に関しては、地域の自治会等が特定の場所に設置したいとの希望があれば、補助金を交付しており、場所の選定は各自治会の判断となっている。市街地に関しては、県警が管轄しているものもあれば、各商店街単位で設置しているものもあり、設置場所に関しては各団体の判断である。

〇委員
　再犯防止には住宅確保が欠かせない。犯罪被害者等支援においても、住環境整備が重要でとの議論を交わした経緯もあったと記憶している。そこでＰ13の推進協議会の中に、不動

産関連の団体が入る余地はあるのか。

◯事務局
　本協議会に求める内容として、計画の進捗管理や内容の見直し等が一つ大きなポイントと考えている。この協議会の中に含めなくとも、個別に意見を伺うことは可能と考える。また、情報共有の在り方や、先程出ました教育委員会等も含めて、何が最善であるか、検討させて頂きたい。